

岐阜労働局長メッセージ

～ 全国労働衛生週間を迎えるにあたって～

全国労働衛生週間は、今年で第65回目を迎え、昭和25年の第1回実施以来、労働者の健康管理や職場環境の改善などの労働衛生に関する国民の意識を高めるとともに、職場における自主的な労働衛生管理活動を通じ労働者の健康確保等を目的として、大きな役割を果たしてきています。毎年10月1日から10月7日までが本週間であり、その実効を上げるため9月1日から9月30日までが準備期間となっており、県内各事業場においてもそれぞれの職場でさまざまな取り組みが展開されることと存じております。

本年度のスローガンは、「**みんなで進める職場の改善 心とからだの健康管理**」です。

業務上疾病による被災者は長期的には減少してきたものの、近年は横ばいとなっています。一昨年には印刷業での胆管がんの発生が問題となるなど、化学物質による健康障害の防止のため、化学物質を取り扱うすべての事業場において危険有害性等の情報に基づくリスクアセスメントやばく露防止対策の実施等職場における自律的な化学物質管理の徹底が改めて課題となっており、こうした状況に対応するため、改正労働安全衛生法が平成26年6月25日に公布されたところであります。

また、平成25年から平成29年までの5か年を計画期間とする第12次労働災害防止計画が実施されており、労働災害の大幅な減少はもとより健康確保・職業性疾病対策として、メンタルヘルス対策、過重労働対策、化学物質による健康障害防止対策、腰痛・熱中症対策、受動喫煙防止対策を掲げ、目標達成に向け推進しているところであります。

こうした中、県内事業場の健康診断の結果をみると、脳・心臓疾患につながる高脂血症等に関する項目の有所見率は依然として高く、事業場における健康診断を確実に実施するとともに、健康診断後の事後措置の徹底や保健指導等の充実が必要となるところです。

これらを踏まえ、労働者自身のほか、職場のトップ、管理監督者、産業保健スタッフが一丸となって健康管理を進め、労働者の心とからだの健康が確保された職場の実現を目指すことが重要です。

皆様の職場におかれましても本週間を契機に、更なる労働衛生意識の高揚と自主的な労働衛生管理活動の一層の促進が図られることを期待します。

平成26月8月

岐阜労働局長

佐々木 秀一